

## 小平市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 小平市個人情報保護条例（平成13年条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条・」を「第10条一」に改める。

第2条中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。

第4条第3項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加える。

第10条の見出し中「利用」を「保有個人情報の利用」に改め、同条第1項中「、保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第10条の2 実施機関は、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有特定個人情報の当該実施機関内における利用（以下この条において「目的外利用」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報の目的外利用をすることができる。

3 実施機関は、目的外利用をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにするものとする。

第11条第2項中「外部提供」の次に「（保有特定個人情報の外部提供を除く。）」を加える。

第12条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」と総称する。）」を加える。

第13条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第14条第6項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第15条第1項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第16条第8号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「当該未成年者又は成年被後見人」を「本人」に改める。

第21条第1項中「前条第1項」を「第20条第1項」に改め、同項ただし書中「第20条第3項」を「同条第3項」に改める。

第21条の4第1項第1号中「又は第10条」を「第10条若しくは第10条の2」に改め、「利用されているとき」の次に「、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第10条」の次に「又は番号利用法第19条」を加える。

第22条中「の規定による法定代理人」を「に規定する代理人」に改める。

第32条中「情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 番号利用法第27条第1項の規定による評価に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項

第38条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 保有特定個人情報の開示については、前項の規定は、適用しない。

第2条 小平市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項又は第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第10条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第18条の2第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。第21条の2第1項、第21条の4第1項、第21条の5第1項第2号、第21条の6並びに第21条の7第1項及び第2項において同じ。）」を加える。

第21条の3中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第21条第1項及び第32条の改正規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日